

## 2014年（平成26年）第12回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）12月15日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）12月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）12月26日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人  | 2番 高橋 誠   | 3番 広江 文男  |
| 4番 稲垣 忠良  | 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  |
| 7番 岡崎 昌史  | 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   |
| 10番 井上 博僖 | 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 |
| 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 |
| 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 隆尚 |
- 以上18名

### 7 欠席委員

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 杉原 信広 |
| 事務局   | 平田 純雄 |       |       |

以上9名

## 10 議事内容

午前9時59分開会

事務局長      それでは、ただいまから2014年（平成26年）第12回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長      — 開会あいさつ —

議 長      それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

(5番)

最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、委員全員が出席ですので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号8番の梶田富美子委員と議席番号16番の谷本耕造委員にお願いいたします。

議 長      議事に入る前に、議案の訂正・追加取下げ事項があれば、事務局より説明してください。

事務局      それでは、第12回農地部会議案書取下げ事項についてですが、6ページ8番が取下げです。

議 長      それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番      それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(広江)

東部地区では、12月22日（月曜日）午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員7名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号3件、議案第3号1件、の合計4件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ1番から3番について報告します。

1番は、大門町にお住まいの譲受人が、大門町にお住まいの譲渡人外1名から、大門町の田を経営規模拡大のために譲り受け、水稻を栽培するも

のです。申請地は譲受人の自宅付近です。

2番は、春日町にお住まいの譲受人が、春日町にお住まいの譲渡人から、春日町の畑2筆を経営規模拡大のために譲り受け、野菜を栽培するものです。申請地は譲受人の自宅の前です。

3番は、南蔵王町の法人である借受人が、松浜町にお住まいの貸出人から、御幸町の田2筆に賃借権を設定し、新規参入をしてイチゴを栽培するものです。

また、この申請地には農地法第5条の届出が提出されており、既に営農型太陽光発電パネルが設置されています。

いずれの案件とも、譲受人及び借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6番

それでは、西部地区の審議内容について報告します。

(村上)

西部地区では、12月24日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後4時30分から8階の農業委員室で協議会を開催しました。委員9名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号5件の合計12件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの4番から7番について報告をします。

4番は、熊野町の譲受人が、沼隈町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

5番は、水呑町の譲渡人が、農業後継者である同居している子及び孫に申請地を譲り渡すもので、譲受人は引続き野菜を栽培するものです。

6番と7番は関連案件で、沼隈町の譲受人あるいは借受人が、6番で、譲渡人である大阪府柏原市の遺言執行者から申請地を譲り受け、7番で、期間を定めない使用賃借権を設定して、内海町の貸渡人から借り受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。

いずれの案件とも、譲受人あるいは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保済あるいは導入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、12月24日の午後0時10分から関係者により、現地調査を行い、午後4時00分から3階の302会議室で協議会を開催しました。委員10名の全員の出席により、1号議案13件、2号議案1件、3号議案8件、4号議案3件の合計25件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの8番から4ページの20番の案件について報告をします。

8番と9番は、関連案件です。

8番は、借受人が、申請地に使用貸借権の設定をして借り受け、9番では、譲受人が、申請地を譲り受けて、野菜を作付し新規就農をするものです。

10番は、譲受人の居住地に近い申請地を譲り受け、野菜を作付し経営規模の拡大を図るものです。

11番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、譲受人が申請地を譲り受けて、野菜を作付し経営規模の拡大を図るものです。

12番は、現在、譲受人が利用権設定中の申請地を、このたび譲り受けて、野菜を作付し経営規模の拡大を図るものです。

13番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、譲受人が申請地を譲り受け、引き続き果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番は、借受人が、申請地に賃借権の設定をして、ぶどうを栽培して新規参入するものです。

15番と16番は、関連案件です。

15番は、譲受人が、申請地を譲り受けて野菜を作付し、16番では、借受人が、申請地に使用貸借権の設定をし、水稻を作付して新規就農するものです。

17番は、譲受人が、申請地を譲り受け、野菜を作付して経営規模の拡大を図るものです。

18番は、譲受人が、申請地の贈与を受け、果樹を作付して経営規模の拡大を図るものです。

19番は、譲受人が、申請地の贈与を受け、水稻を作付して経営規模の拡大を図るものです。

20番は、譲受人が、居住地に近い申請地を譲り受け、水稻・野菜を作付して経営規模の拡大を図るものです。

いずれも農業経験もあり必要な農機具等の確保がされておりますので、問題はないと思われま

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告いたします。神辺地区では、12月24日午前8時55分から関係者により、現地調査を行い午後0時より、神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。委員6名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号5件、議案第3号7件、の合計15件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ21番から23番について報告いたします。

21番は、譲渡人が遠隔地に居住しており、申請地を譲受人が今まで草刈り等管理してきました。今後も譲渡人が管理できないため、譲受人が申請地の畑1筆を取得し、季節野菜の作付を行い、経営規模拡大を図るものです。

22番は、譲渡人が労働力不足で農業経営の縮小を考えています。譲受人は申請地の近隣に居住しており利便性が高いため、申請地の田2筆を取得し、水稻を作付し新規就農するものです。

23番は、譲渡人が労働力不足で耕作困難です。譲受人は申請地の近隣に居住しており、申請地の田1筆を取得し、季節野菜の作付を行い経営規模拡大を図るものです。

以上の3件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題はないものと思われま

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の23件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、3番及び14番につきましては、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、「株式会社プロテック」及び「株式会社 福山健康舎」が農業に新規参入するため農地の所有者と賃借権を設定するものです。

議 長

これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず、西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの1番について報告します。

1番は、香川県丸亀市の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、水道局熊野浄水場の南西、約350メートルのところでは

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの2番について報告します。

高齢のため農業に従事することが困難となった申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

現地確認をしましたところ、日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われ

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 5 ページ 3 番から 6 ページ 7 番について報告します。

5 ページ 3 番は、申請人が近隣周辺で需要のある共同住宅 1 棟、全 16 戸を建築するものです。

4 番は、申請人が申請地に平成 26 年 10 月 17 日付けで転用許可を受けた売電用の太陽光発電パネルについて一部位置を誤って設置し、その是正のため神辺町大字川北字宮井手 835 番 4 を分筆し、申請をされたものです。今回の転用許可後、神辺町大字川北字宮井手 835 番 1 に合筆することを経済産業省は承諾しており、この許可申請に至っています。

なお、この一連の経過について顛末書の提出を受けています。

5 番は、申請人が自家用車 2 台分の駐車場が必要となり、申請地の田 1 筆に屋根付駐車場を設置するものです。なお、申請地はすでに駐車場として利用されているため、顛末書の提出を受けています。

6 番は、申請人は法人の役員をしておりますが、法人の既存駐車場は現在狭く、今後従業員の増加も見込まれるため、申請地の田 1 筆を露天駐車場に転用し、法人へ賃貸するものです。

7 番は、申請人は農業体験の受け入れをしていますが、駐車スペースが必要なため、平成 25 年 11 月 18 日付けで転用許可を受けた屋根付駐車場の残地である申請地を露天駐車場として転用するものです。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 2 号の 3 番は、おおむね 300 メートル以内に鉄道の駅が存在するため、5 番は、おおむね 300 メートル以内に市役所の支所が存在するため、それぞれ第 3 種農地として判断されます。

そのほかの案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長                    これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員                    (質疑なし)

議 長                    質問等もないようですので、採決をいたします。  
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員                    (全員挙手)

議 長                    全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長                    次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)                    議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」7ページ1番について報告します。  
神辺町の法人である譲受人が、大門町にお住まいの譲渡人から、御幸町の田二筆を譲り受け、建売住宅8棟を建築するものです。場所は神辺フジグランの西200mのところです。  
申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ  
ます。

議 長                    ありがとうございます。  
次に西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)                    議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページの2番と3番について報告します。  
2番は、西新涯町二丁目の譲受人が、祖母である熊野町の譲渡人から申請地を譲り受け、分家住宅を建築するものです。  
なお、本申請地は昭和53年度から昭和62年度にかけて実施された土地改良総合整備事業(圃場整備)区域内ではありますが、他に代替とな



る土地もないことから、やむを得ないものと思われます。場所は、熊野小学校の南東、約350メートルのところですか。

3番は、引野町の譲受人である法人が、水呑町の譲渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として利用するものです。場所は、竹ヶ端運動公園の南東、約400メートルのところですか。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、12月24日午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。委員5名全員の出席により、議案第3号の4件について審議いたしました。

それでは、「議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の7ページの4番から6番について報告します。

4番から6番までは関連案件ですので一括して報告をします。

花園町の譲受人である法人が申請地3筆を譲り受け、本郷支店と東村支店の統合のため、支店事務所兼資材店舗及び柿選果場を申請地に建築するものです。

7番は、岡山県都窪郡早島町の譲受人である法人が申請地2筆を譲り受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。

なお、申請地は、農振農用地区域から除外済です。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番  
(小林)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8ページの8番から9ページの15番について報告します。

8番は、譲受人が、申請地を譲り受け売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

9番から12番は、関連案件です。

福山市の公共工事を施工する借受人が、申請地に賃借権の設定をし、工事車両の進入路及び露天資材置場に、一時転用するものです。なお、申請地は、農振農用地区域のため、このたびの一時転用については、関係課と調整済みです。

13番は、譲受人が、住宅用地としての需要がある申請地を譲り受け、建売住宅4棟を建築するものです。

14番は、借受人が、申請地に使用貸借権の設定をし、売電用の太陽光発電パネル設置及び露天駐車場として転用するものです。

15番は、譲受人が、申請地を譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われま

議長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページの16番から10ページの22番について報告します。

16番は、借受人が申請地の畑1筆に30年間の使用貸借権を設定し、住宅及び農業用倉庫並びに車庫を建築するものです。

なお、申請地には、既に農業用倉庫及び車庫が建築されており、顛末書の提出を受けています。

17番は、譲受人が田1筆を取得し、売電用の太陽光パネルを設置するものです。

18番は、譲受人は建築業を営んでおり、申請地の田1筆を取得し、近隣周辺で需要のある建売住宅7棟を建築し居住の安定を図るものです。

19番は、譲受人は農地の利活用を考えており、申請地の田2筆を譲渡人から贈与を受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

20番と21番は関連案件です。

譲受人は建築業を営んでおり、申請地の田3筆を取得し、近隣周辺で需要のある建売住宅7棟を建築し居住の安定を図るものです。

22番は、譲受人は建売業を営んでおり、申請地の田4筆を取得し、近隣周辺で需要のある建売住宅10棟を建築し居住の安定を図るものです。

なお、既に申請地内に土砂を搬入し、土地形状の変更を行っているため、顛末書の提出を受けています。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の2番は、熊野地区として昭和53年から昭和62年にかけて土地改良総合整備事業により整備されています。

また、4番から6番は、本郷地区として昭和52年から昭和56年にかけて土地改良総合整備事業により整備されており、それぞれ第1種農地として判断されます。

農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

次に、15番、20番、21番につきましては、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地と認められるため、第2種農地として判断されます。

次に、17番、18番につきましては、それぞれ、おおむね500メートル以内に鉄道の駅が存在するため第2種農地として判断されます。

そのほかの案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第 4 号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

議案第 4 号「非農地証明について」の 11 ページの 1 番から 5 番について報告します。

1 番は、神奈川県鎌倉市の申請人が、申請地を昭和 33 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、国道 2 号津之郷橋東詰交差点の北側のところです。

2 番は、兵庫県芦屋市の申請人が、申請地を昭和 50 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、市立福山高校の南東、約 650 メートルのところです。

3 番は、熊野町の申請人が、申請地を平成 10 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、熊野小学校の西、約 300 メートルのところです。

4 番は、水呑町の申請人が、申請地を平成 5 年頃から露天駐車場として利用し、現在に至っております。

5 番は、沼隈町の申請人が、昭和 49 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、能登原小学校の南、約 250 メートルのところです。

なお、2 番と 3 番は、農振農用地区域に指定されておりますが、農振担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

議案第 4 号「非農地証明について」の 11 ページの 6 番から 12 ページ 8 番について報告します。

6 番は、昭和 25 年ころから、道路として利用し現在に至っています。

7 番は、昭和 54 年 4 月ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり現在に至っています。

8 番は、平成 15 年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し

原野となり現在に至っています。

現地調査をしましたが、いずれも申請どおり農地性がないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明いたします。

まず、13ページから22ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により27件を受理しました。

次に、23ページから24ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、25ページから32ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、4条16件、5条57件を受理しました。

次に、33ページの「農地転用（農業用施設）の届出書の受理について」です。農地法施行規則第32条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が200㎡未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

現地確認の結果、届出の内容どおりであったため、受理しました。

次に、34、35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされています。10件の通知がありました。

次に、36ページの「農地法の規定による許可又は届出・協議の取消しについて」です。許可または届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから取消しが申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、計画の変更によるものです。2番、3番は、計画の中止によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

よろしいですか。

それでは、議案の審議ならびに専決処分及び届出等の報告についてのすべてを終了しました。

これをもちまして、2014年（平成26年）第12回農地部会を閉会いたします。

本年も委員の皆様には、円滑な部会運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

来月の農地部会は、1月29日、木曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。よいお年をお迎えください。

午前10時36分閉会